平成２９年（フ）第１４号
新潟県上越市板倉区田屋34番地の６
債務者　鴨井　京子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見竹　泰人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３８号
岐阜市新興町12番地４
債務者　髙田　弘美
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２１４号
埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１　Ｂ－302
債務者　栗原　光男
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1649番地大東マンション２－13、旧住所さいたま市見沼区大和田町１丁目1873番地10　ビラステップ101
債務者　土肥　光枝
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８５号
千葉県船橋市前貝塚町1022番地２　フローレス平成103号
債務者　長谷川晶江（旧姓更科）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区39棟803号
債務者　紫村　美樹
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３号
茨城県石岡市山崎3221番地11
債務者　川野邉由紀
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３号
千葉県市川市行徳駅前４丁目24番３－302号（サンライズ・アサミ）
債務者　三上　春仁
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３０号
千葉県船橋市三山２丁目３番２号　三山園
債務者　坂部　　勲
法定代理人成年後見人　八田　秀幸
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１７１号
千葉県船橋市習志野台４丁目28番８号　コーポ弥生201号
債務者　青木　武士
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９５号
千葉県市原市椎津538番地３　メゾンサイトウ101号
債務者　村松　　毅
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１１号
千葉市中央区大森町488番地３　ヒルズ大森205号
債務者　鈴木　順一
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２８号
千葉県八街市文違301番地2447　グランデエリアールⅡ　201号室
債務者　引地佐知子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３号
千葉県旭市鏑木2168番地
債務者　寺島　伴美
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第６５５号
川崎市高津区二子３丁目30－10　ベルウッドコート　406、住民票上の住所川崎市中原区上新城１丁目４番９号　ジーニアス井上206
債務者　神田　法之
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６４号
東京都大田区東雪谷２丁目18番17号　スペックレジデンス東雪谷404、申立時の住所川崎市高津区久末1566番地１　ルックハイツ日吉１－303
債務者　尾崎　由子（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係